

高知市における「一日公正取引委員会」の開催について

平成31年1月22日  
公正取引委員会事務総局  
四 国 支 所

公正取引委員会は、全国各ブロックに地方事務所等を置き（別紙1参照）、独占禁止法、下請法等の適切な運用や相談対応に努めているところ、地方事務所等所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、地方事務所等所在地以外の都市において、「一日公正取引委員会」を開催しています。

四国支所管内では、本年度、高知市において「一日公正取引委員会」を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 平成31年2月22日（金） 10:00～16:00  
（後記3の「中学生向け独占禁止法教室」を除く。）
- 2 場 所 ちより街テラス 3階 （高知市知寄町二丁目1番37号）  
（後記3の「中学生向け独占禁止法教室」を除く。）
- 3 内 容（別紙2参照）
  - ・ 独占禁止法講演会
  - ・ 消費者セミナー
  - ・ 下請法基礎講習会
  - ・ 消費税転嫁対策特別措置法講習会
  - ・ 入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）講習会
  - ・ 相談・展示コーナー
  - ・ 中学生向け独占禁止法教室（別紙3参照）

※ 独占禁止法講演会（定員30名）、消費者セミナー（定員30名）、下請法基礎講習会（定員60名）及び消費税転嫁対策特別措置法講習会（定員60名）はどなたでも参加できます（参加料無料）。参加を希望される方は、別添の出席申込書に必要事項を御記入の上、2月15日（金）までにファクシミリでお申込みください（消費者セミナーは申込み不要）。

また、一日公正取引委員会は、報道機関の傍聴取材及びカメラ撮影が可能です（相談コーナーを除く）。御希望の場合は、事前に下記問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局四国支所総務課
電 話	087-811-1750（代表）
F A X	087-811-1761
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/">https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/</a>

## 公正取引委員会事務総局の配置一覧

名 称	所在地	管轄（都道府県）
本 局	東京都	茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，山梨県，長野県
北海道事務所	札幌市	北海道
東北事務所	仙台市	青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県
中部事務所	名古屋市	富山県，石川県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県
近畿中国四国事務所	大阪市	福井県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所	広島市	鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県
近畿中国四国事務所四国支所	高松市	徳島県，香川県，愛媛県，高知県
九州事務所	福岡市	福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県

名 称	所在地	管轄（都道府県）
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	那覇市	沖縄県



公正取引委員会  
ゆるキャラ「どっきん」

# 一日公正取引委員会 in 高知市

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法等の法律を運用する国の行政機関です。

四国支所（高松市所在）は、四国各地における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、今年度、高知市において「一日公正取引委員会」を下記のとおり開催します。

日時：平成31年2月22日（金）

場所：ちより街テラス 3階

高知市知寄町二丁目1-37

（とさでん交通 路面電車「知寄町二丁目」 徒歩2分）

※駐車台数に限りがあります（60台）。

なるべく公共交通機関を御利用ください。



## 独占禁止法講演会

11:00~12:00 会議室3

【定員30名】 《報道機関取材可》

※要事前申込み

## 官製談合防止法講習会

10:30~12:00 ちよテラホール

【定員60名】 《報道機関取材可》

※一般の方は参加できません。

## 消費者セミナー

13:00~14:00 会議室3

【定員30名】 《報道機関取材可》

※事前申込み不要

## 下請法基礎講習会

13:00~15:00 ちよテラホール

【定員60名】 《報道機関取材可》

※要事前申込み

## 独占禁止法教室（別会場）

2月18日及び21日 土佐女子中学校

《報道機関取材可》

※一般の方は参加できません。

## 消費税転嫁対策特別措置法講習会

15:10~16:00 ちよテラホール

【定員60名】 《報道機関取材可》

※要事前申込み

相談・展示コーナーも開催します（参加無料）！

10:00~16:00 会議室5 【どなたでも利用可能】

※独占禁止法・下請法・消費税転嫁対策特別措置法に関する相談に応じます。

お気軽に  
来ようせ！



《問い合わせ・申込み先》

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 四国支所 （担当：総務課）

電話：087-811-1750 FAX：087-811-1761

## 高知市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について

公正取引委員会は、将来を担う中学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、これまで全国各地の中学校において、当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催してきました。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

## 記

- 1 日時等 平成31年2月18日（月）  
1時間目 8：50～ 9：40  
2時間目 9：50～10：40  
3時間目 10：50～11：40  
平成31年2月21日（木）  
3時間目 10：50～11：40  
4時間目 11：50～12：40
- 2 場 所 土佐女子中学校  
(高知市追手筋二丁目3番1号)
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局四国支所職員
- 4 対象者 土佐女子中学校第3学年生徒（5クラス）
- 5 内 容 シミュレーションゲームで学ぶ市場経済の仕組み、模擬立入  
検査等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。  
御希望の場合には、平成31年2月15日（金）までに次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局四国支所総務課 電話 087-811-1750(直通) 土居, 寺本
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/">https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/</a>

(※送信票は不要です。)

独占禁止法講演会、下請法基礎講習会及び消費税転嫁対策特別措置法講習会

### 出席申込書

送付先 公正取引委員会事務総局四国支所 総務課 総務係 行

FAX 087-811-1761

開催日	平成31年2月22日(金)
場 所	ちより街テラス 3階 (高知市知寄町二丁目1番37号) ※とさでん交道路面電車「知寄町二丁目」徒歩2分
事業者名	
連絡窓口担当者名	
連絡先電話番号	
	出席者数
独占禁止法講演会 (会議室3 11:00-12:00)	名 (人数のみの記載で結構です。)
下請法基礎講習会 (ちよテラホール 13:00-15:00)	名 (人数のみの記載で結構です。)
消費税転嫁対策特別措置法講習会 (ちよテラホール 15:10-16:00)	名 (人数のみの記載で結構です。)

【申込み締切日：平成31年2月15日(金)】